

資料2 郡山市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について

大綱の策定について（地教行法第1条の3関係）

1 策定趣旨

- 首長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌して、当該地方自治体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定する。（法第1条の3第1項）

2 大綱の内容

- 地方自治体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。詳細な施策について策定することを求めているものではない。（文科省通知）

3 国・地方教育振興基本計画との関係

- 大綱の策定に当たっては、国の教育振興基本計画の基本的な方針を参酌する。（法第1条の3第1項）
- 地方自治体で教育振興基本計画を定める場合は、その中の施策の目標や施策の根本となる方針の部分が「大綱」に該当すると位置づけることができ、首長が総合教育会議において、教育委員会と協議し、当該計画をもって大綱に代えると判断した場合には、別途大綱を策定する必要はない。（文科省通知）

資料 2 - 2

【事務局案】 郡山市の教育等に関する大綱の策定について

- 本市においては、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を計画期間とする『第 2 期 郡山市教育振興基本計画』を平成 27 年 3 月に策定したところである。
- 『郡山市教育振興基本計画』は、国の教育振興基本計画を参酌し、福祉・民生部門など関連する部門との連携のもと、本市教育行政が進むべき方向性とその実現のために必要な施策を定めたものである。
- 『郡山市教育振興基本計画』は、法第 1 条の 3 が定める大綱の趣旨を満たすものと考えられることから、本会議において教育委員会と協議・調整のうえ、『郡山市教育振興基本計画』をもって、本市の教育等に関する大綱としたい。